

令和 5 年度（2023 年度）
第 1 回

東海市都市計画審議会議案
（参 考 図 書）

東海市都市計画審議会

目 次

議案番号	議 案 名	頁
1	知多都市計画用途地域の変更について(東海市決定)	1
2	知多都市計画準防火地域の変更について(東海市決定)	1 4
3	知多都市計画太田川駅西地区計画の決定について(東海市決定)	2 3
4	知多都市計画緑地の変更について(東海市決定)	4 4

都市計画区域名 知多

用途地域指定・変更調書

担当	局課名	都市建設部 都市計画課
	担当者名	松澤 佑亮
	TEL	052-603-2211

箇所名	整理番号	面積 (ha)	現計画		変更案		その他の規制の現況	土地利用の現況	変更理由	関連する措置の概要と実施の時期
			用途地域	容積率 / 建蔽率	用途地域	容積率 / 建蔽率				
太田川駅西地区	1	8.4	第一種低層住居専用地域	50/30	第一種住居地域	200/60	-	田、畑、住宅用地等	土地区画整理事業の進捗による	(同時決定) 地区計画
		12.4			準工業地域	200/60				
		8.0			近隣商業地域	200/80				
		5.9			近隣商業地域	300/80				

用途地域指定・変更調書 (2)

箇所名	整理番号	面積 (ha)	市街化区域編入		用途地域指定・変更の経過						
			年月日	用途地域	年月日	用途地域	年月日	用途地域	年月日	用途地域	
太田川駅西 地区	1	34.7	H31.3.29	第一種低層 住居専用地域 (50/30)	-	-	-	-	-	-	-

用途地域の指定基準

県ガイドラインの基準による。

知多都市計画用途地域の変更（東海市決定）【新旧対照表】

種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備 考
第一種低層住居専用地域	約 13.00 ha (約 47.70 ha)	5/10以下	3/10以下				5.0% (8.5%) 91.5%
	約 139.30 ha	10/10以下	6/10以下	—	—	10m	
小 計	約 152.30 ha (約 187.00 ha)						(6.1%) (25.5%) 74.5%
第二種低層住居専用地域	約 1.90 ha	10/10以下	6/10以下	—	—	10m	0.1%
第一種中高層住居専用地域	約 456.00 ha	15/10以下	6/10以下				21.2%
	約 195.00 ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	(70%) 30%
小 計	約 651.00 ha						
第二種中高層住居専用地域	約 0.60 ha	—	—	—	—	—	0.0%
第一種住居地域	約 479.40 ha (約 471.00 ha)	20/10以下	6/10以下	—	—	—	15.6% [15.4%]
第二種住居地域	約 82.00 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	2.7%
準住居地域	約 24.00 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.8%
近隣商業地域	約 83.70 ha (約 75.70 ha)	20/10以下	8/10以下				3.1% (88.2%) 11.8%
	約 11.20 ha (約 5.30 ha)	30/10以下	8/10以下	—	—	—	
小計	約 94.90 ha (約 81.00 ha)						(2.6%) (93.5%) 6.5%
商業地域	約 16.00 ha	40/10以下	—	—	—	—	0.5%
準工業地域	約 104.40 ha (約 92.00 ha)	20/10以下	6/10以下	—	—	—	3.4% [3.0%]
工業地域	約 185.00 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	6.0%
工業専用地域	約 1,275.00 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	41.6%
合 計	約 3,066.50 ha (約 3,066.50 ha)						100.0% [100.0%]

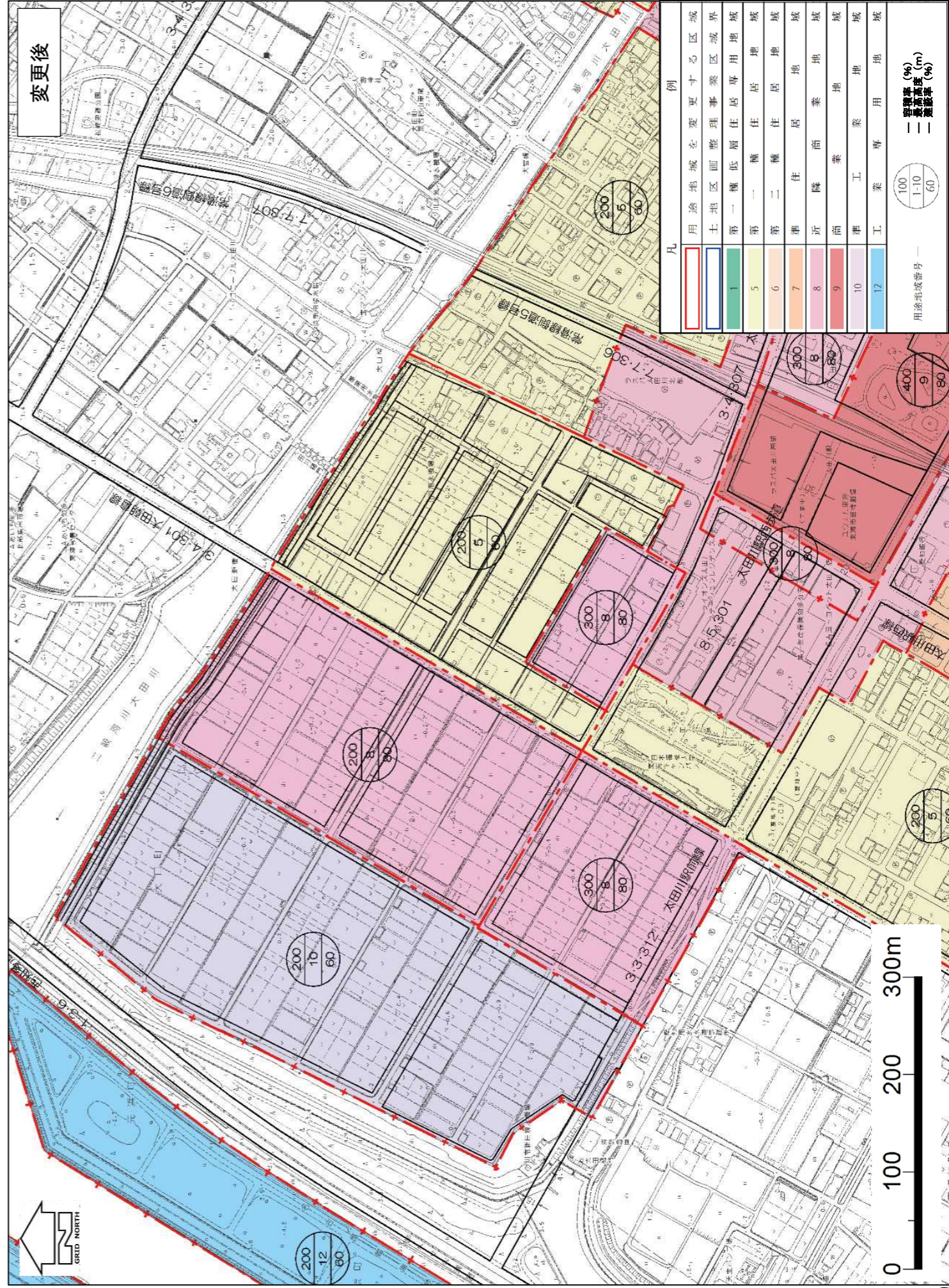
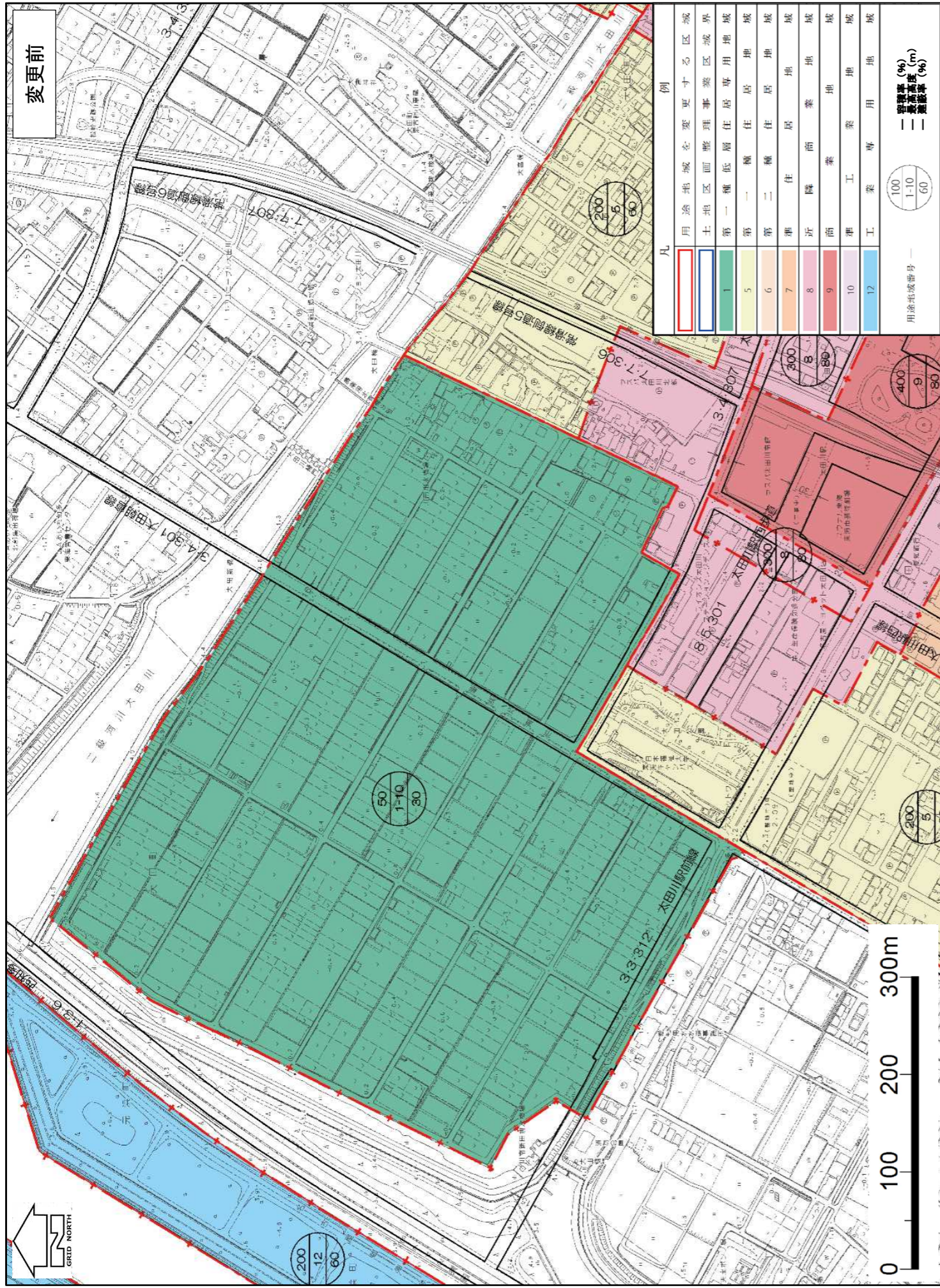
「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

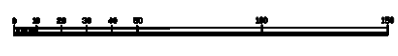
「面積欄の（ ）書きは変更前」

土地区画整理事業の概要

事 項	年 月 日	備 考
事 業 名	東海太田川駅西地区土地区画整理事業	
事 業 主 体	組 合	
施行区域面積	約 34.7ha	
準備会設立年月日	平成 30年 4月	
都市計画決定年月日	平成 31年 3月	
事業認可年月日	令和 2年 10月	
仮換地指定年月日	令和 5年 3月	
確定測量年月日	令和 9年 3月	以下、予定
換地処分年月日	令和 10年 6月	
事業完了年月日	令和 12年 3月	
事業進捗率	12.5%(令和4年3月現在)	

A 3 縮小図





凡 例	
	用途地域を 変更する区域
	都市計画道路
	区画道路
	特殊道路
	緑地
	公園
	住宅地
	工業地
	商業地

(別表1)

用途地域の変更総括表

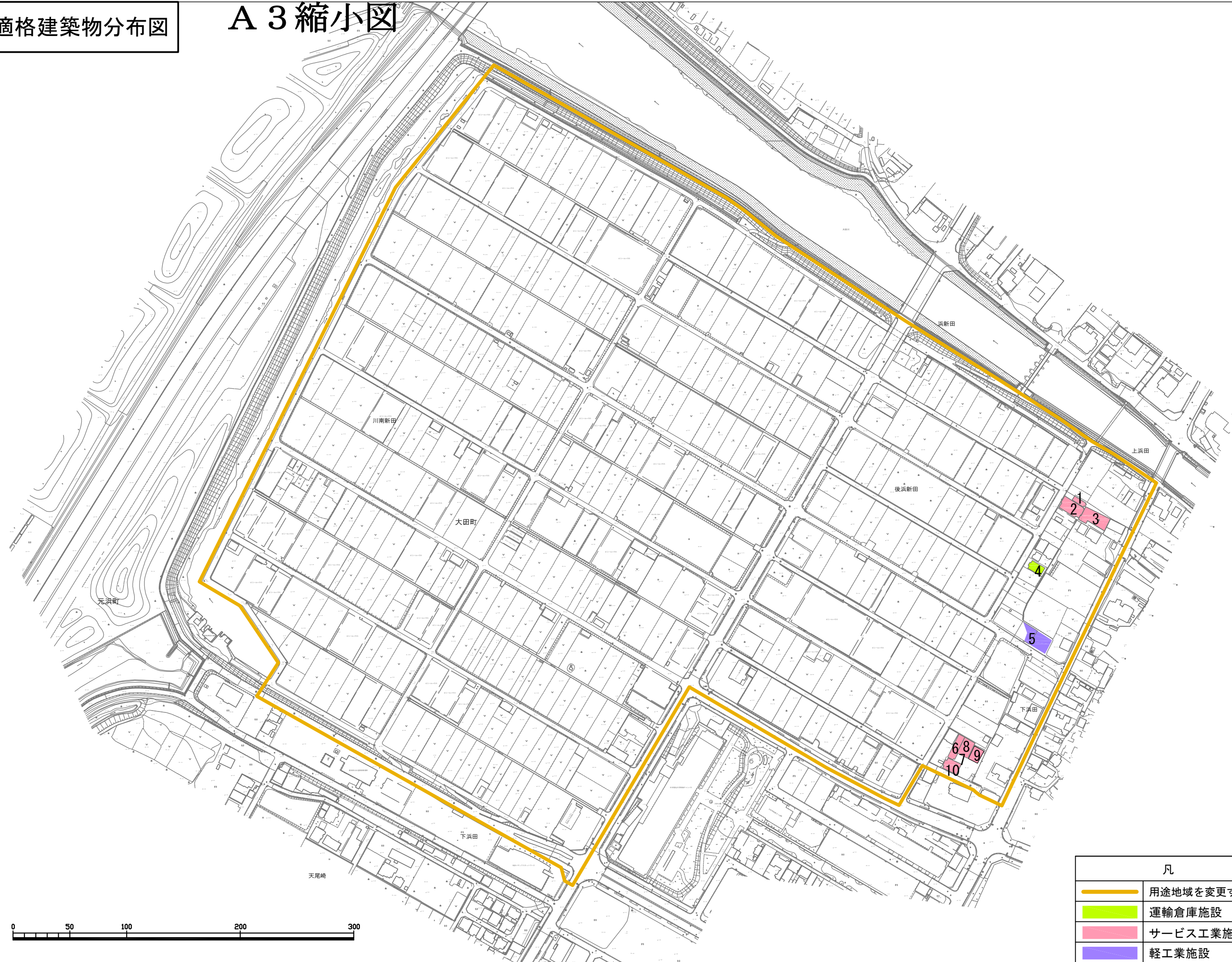
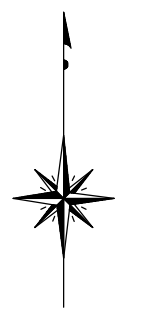
都市計画区域名 : 知多

市町村名 : 東海市

変更前 変更後	第一種 低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	第一種 中高層住居 専用地域	第二種 中高層住居 専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居地域	近隣商業 地	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用 地	小計	調整区域	合計
第一種 低層住居 専用地域	(ha) 152.30	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha) 152.30	(ha) -	(ha) 152.30
第二種 低層住居 専用地域		1.90											1.90	-	1.90
第一種 中高層住居 専用地域			651.00										651.00	-	651.00
第二種 中高層住居 専用地域				0.60									0.60	-	0.60
第一種 住居地域	8.4				471.00								479.40	-	479.40
第二種 住居地域						82.00							82.00	-	82.00
準住居地域							24.00						24.00	-	24.00
近隣商業 地	13.9							81.00					94.90	-	94.90
商業地域									16.00				16.00	-	16.00
準工業地域	12.4									92.00			104.40	-	104.40
工業地域											185.00		185.00	-	185.00
工業専用 地												1,275.00	1,275.00	-	1,275.00
小計	187.00	1.90	651.00	0.60	471.00	82.00	24.00	81.00	16.00	92.00	185.00	1,275.00	3,066.50	0.00	3,066.50
調整区域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,277.00	1,277.00
合計	187.00	1.90	651.00	0.60	471.00	82.00	24.00	81.00	16.00	92.00	185.00	1,275.00	3,066.50	1,277.00	4,343.50

不適格建築物調書

図面 対象 番号	建物用途	不適格となる理由	変更前 用途地域	変更後 用途地域	適格となる 用途地域	既存・新規 の別	備考			
							名称	業種	面積	延床面積
1	サービス工業施設	別表第二、(イ) 項に該当しない	一種低層 (50/30)	一種住居 (200/60)	近隣商業	既存	山大製麵所	製麵所	35.60	35.60
2	サービス工業施設	別表第二、(イ) 項に該当しない	一種低層 (50/30)	一種住居 (200/60)	近隣商業	既存	山大製麵所	製麵所	104.13	104.13
3	サービス工業施設	別表第二、(イ) 項に該当しない	一種低層 (50/30)	一種住居 (200/60)	準工業	既存	山大製麵所	製麵所	183.29	357.98
4	運輸倉庫施設	別表第二、(イ) 項に該当しない	一種低層 (50/30)	一種住居 (200/60)	準住居	既存		倉庫	92.16	92.16
5	軽工業施設	別表第二、(イ) 項に該当しない	一種低層 (50/30)	一種住居 (200/60)	準工業	既存	(株) 本多金 属工業	金属加工業	199.88	199.88
6	サービス工業施設	別表第二、(イ) 項に該当しない	一種低層 (50/30)	一種住居 (200/60)	準住居	既存	(株) 藤井 モータース	自動車修理 工場	114.43	114.43
7	サービス工業施設	別表第二、(イ) 項に該当しない	一種低層 (50/30)	一種住居 (200/60)	準住居	既存	(株) 藤井 モータース	自動車修理 工場	55.14	55.14
8	サービス工業施設	別表第二、(イ) 項に該当しない	一種低層 (50/30)	一種住居 (200/60)	準住居	既存	(株) 藤井 モータース	自動車修理 工場	99.17	99.17
9	サービス工業施設	別表第二、(イ) 項に該当しない	一種低層 (50/30)	一種住居 (200/60)	準住居	既存	(株) 藤井 モータース	自動車修理 工場	131.37	131.37
10	サービス工業施設	別表第二、(イ) 項に該当しない	一種低層 (50/30)	一種住居 (200/60)	準住居	既存	(株) 藤井 モータース	自動車修理 工場	91.31	278.15

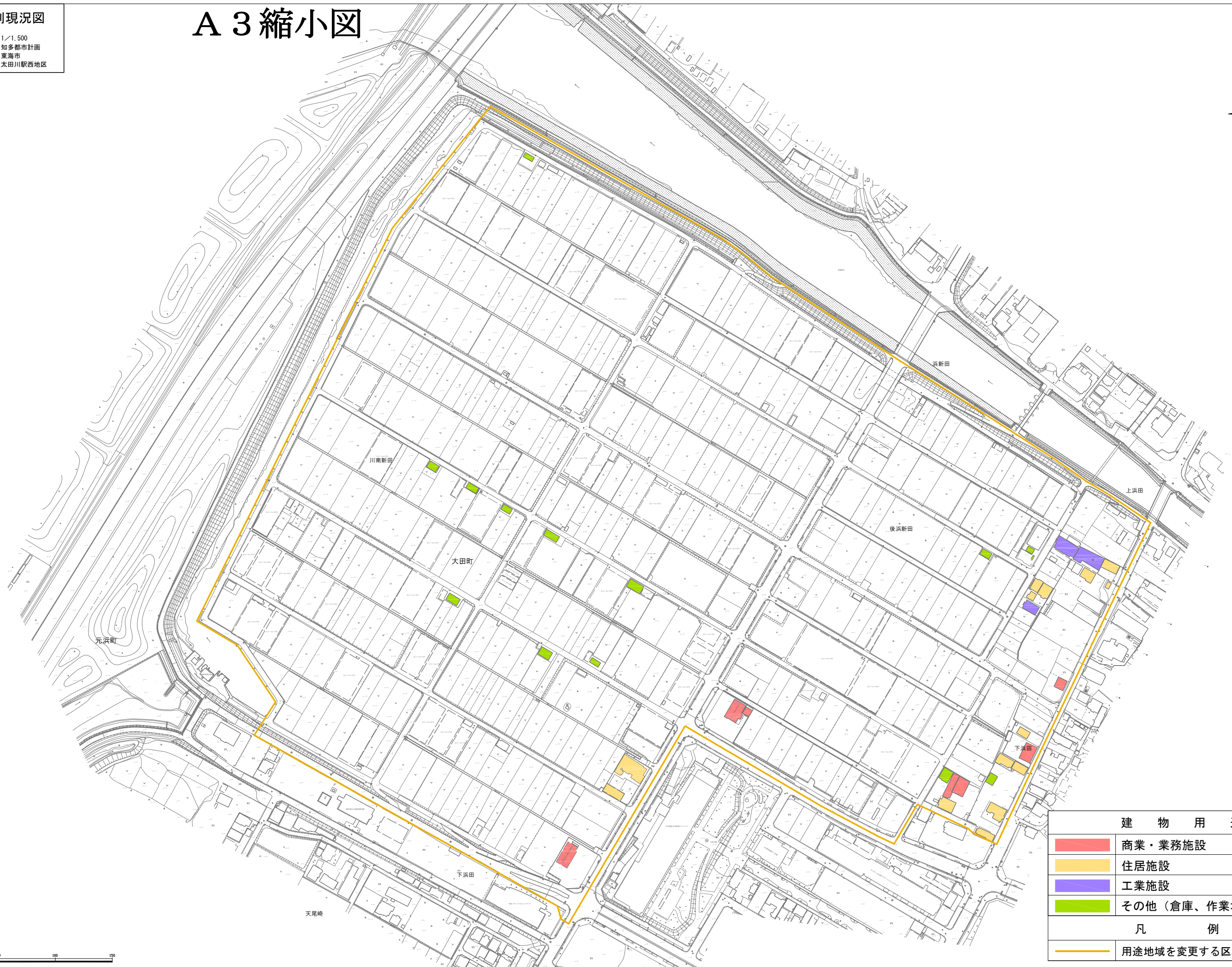


凡 例	
	用途地域を変更する区域
	運輸倉庫施設
	サービス工業施設
	軽工業施設

建物用途別現況図

縮尺 1/1,500
 都市計画区域名 知多都市計画
 市町村名 東海市
 地区名 太田川駅西地区

A 3 縮小図



建 物 用 途	
	商業・業務施設
	住居施設
	工業施設
	その他（倉庫、作業場等）
凡 例	
	用途地域を変更する区域

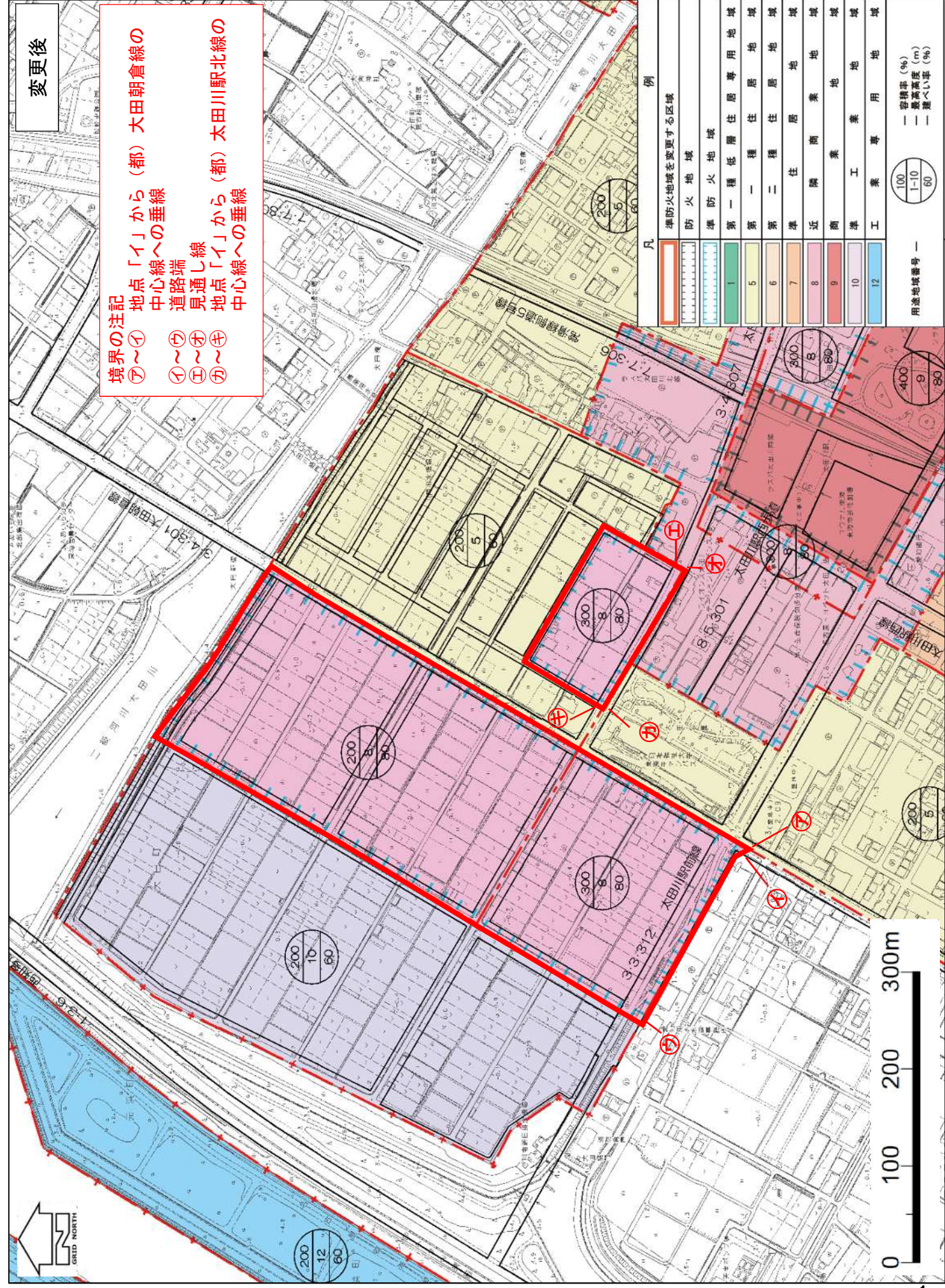
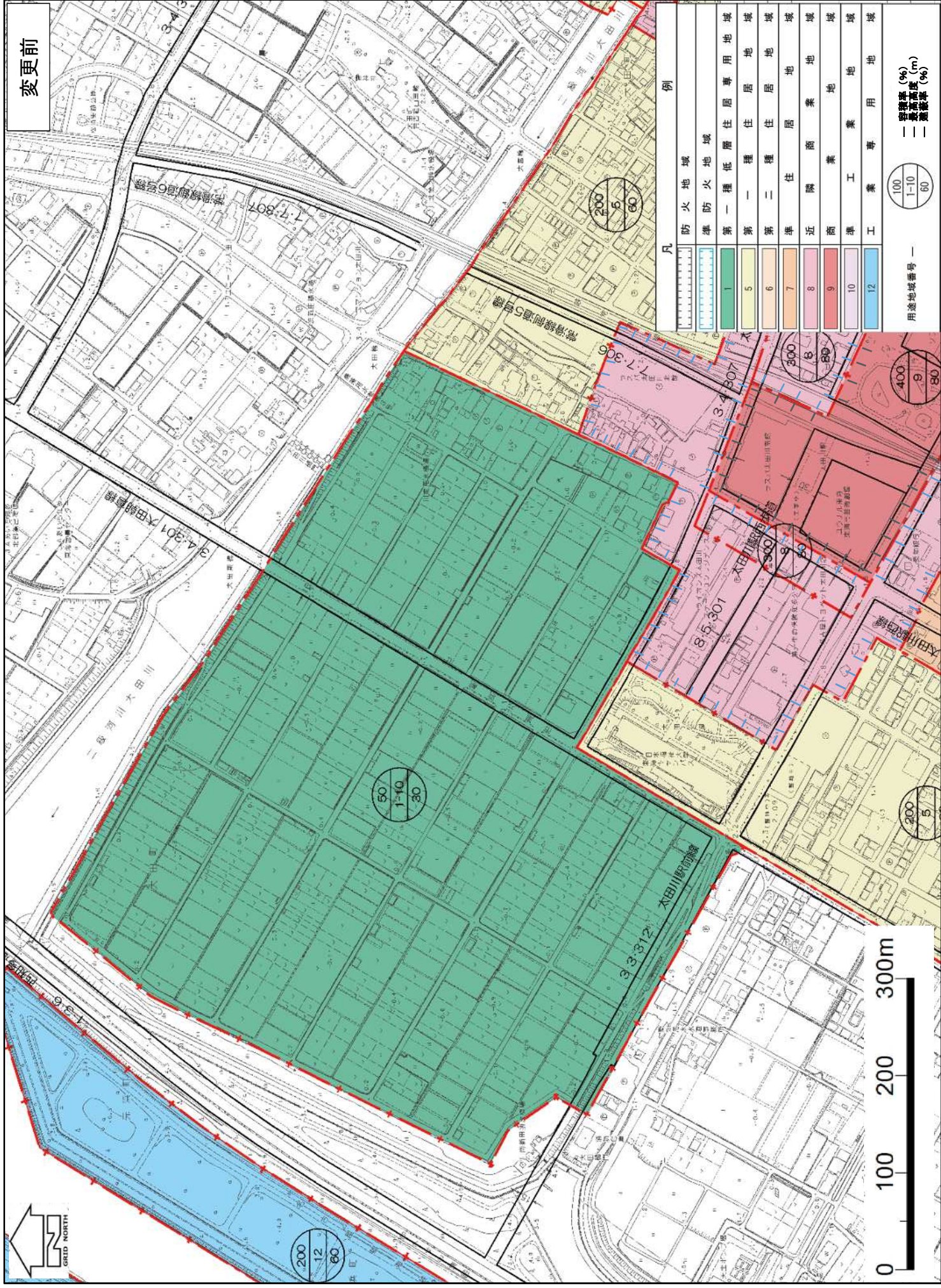


都市計画の策定の経緯の概要

知多都市計画用途地域の変更（東海市決定）

事 項	時 期	備 考
説 明 会	令和5年1月15日	場所：東海市立大田市民館 人数：1名
事 前 協 議	令和5年3月1日 ～3月23日	
事 前 協 議 回 答	令和5年3月23日	仮換地指定3月24日
縦覧を市広報に掲載	令和5年4月15日	
案 の 公 告	令和5年4月17日	
案 の 縦 覧	令和5年4月17日 ～5月1日	縦覧者数：2名 意見書提出（有・ <input type="checkbox"/> 無）
市町村都市計画審議会	令和5年5月25日	
知 事 へ の 協 議	令和5年6月上旬	（以下予定）
知 事 回 答	令和5年6月下旬	
決 定 告 示	令和5年9月下旬	

A 3 縮小図



知多都市計画準防火地域の変更（東海市決定）

新旧面積対照表

防火指定	用途地域	建築物の 容積率	建築物の 建蔽率	変更前面積	変更後面積
防火地域	商業地域	40/10	8/10	約 16.00 ha	約 16.00 ha
	小計			約 16.00 ha	約 16.00 ha
防火地域 合計				約 16.00 ha	約 16.00 ha
準防火地域	近隣商業地域	20/10	8/10	約 75.70 ha	約 83.70 ha
		30/10	8/10	約 5.30 ha	約 11.20 ha
	小計			約 81.00 ha	約 94.90 ha
準防火地域 合計				約 81.00 ha	約 94.90 ha

予第193号

令和5年（2023年）2月21日

東海市長 花田勝重様

東海市消防長 風間忠広

（公印省略）

知多都市計画準防火地域の変更について（回答）

令和5年（2023年）2月8日付都第116号の協議依頼について、意見ありません。

問合せ先

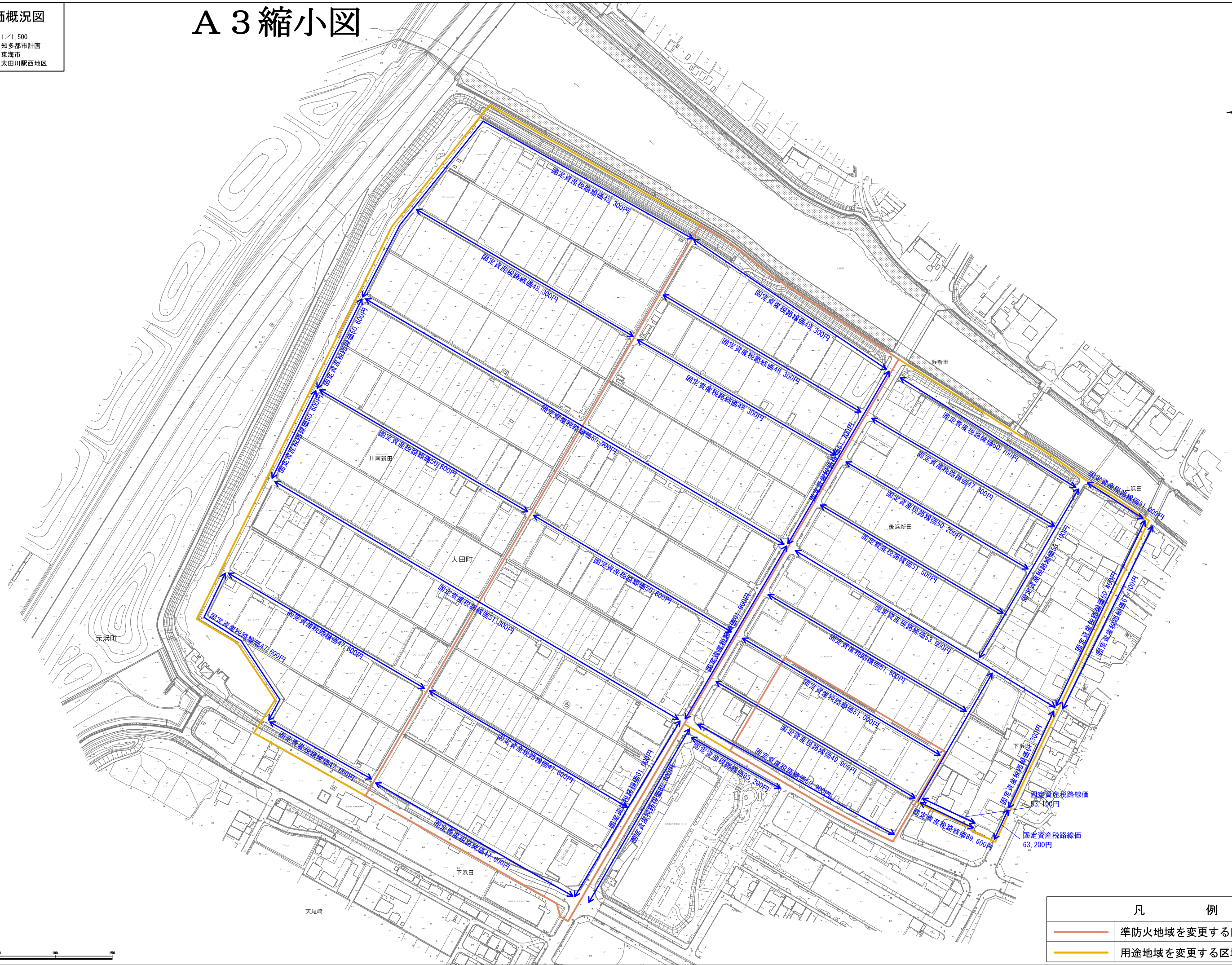
消防本部予防課 石井

内線 8231

市街地地価概況図

縮尺 1/1,500
 都市計画区域名 知多都市計画
 市町村名 東海市
 地区名 太田川駅西地区

A 3 縮小図

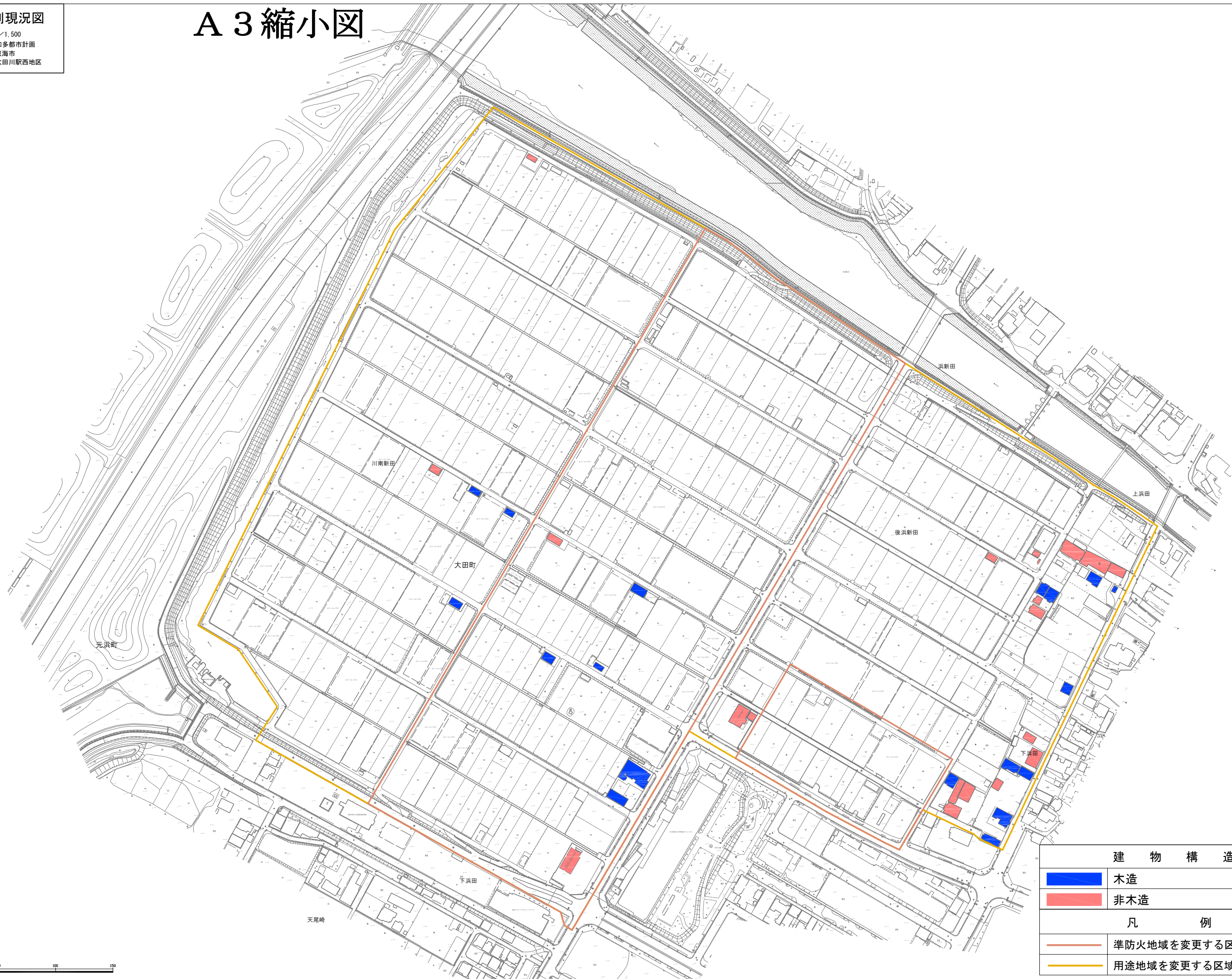


凡 例	
	準防火地域を変更する区域
	用途地域を変更する区域

建物構造別現況図

縮尺 1/1,500
都市計画区域名 知多都市計画
市町村名 東海市
地区名 太田川駅西地区

A 3 縮小図



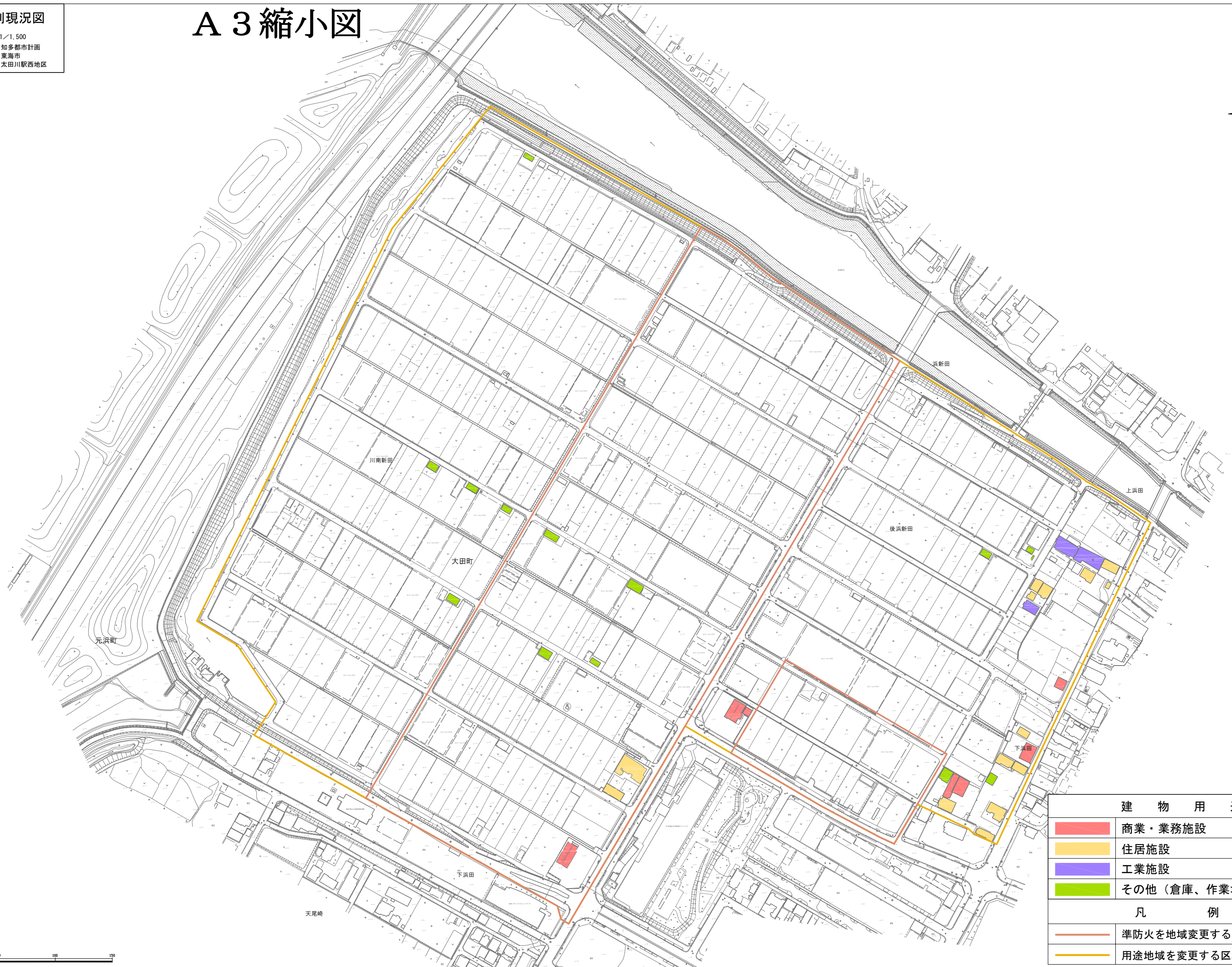
建 物 構 造	
	木造
	非木造
凡 例	
	準防火地域を変更する区域
	用途地域を変更する区域



建物用途別現況図

縮尺 1/1,500
 都市計画区域名 知多都市計画
 市町村名 東海市
 地区名 太田川駅西地区

A 3 縮小図



建 物 用 途	
	商業・業務施設
	住居施設
	工業施設
	その他（倉庫、作業場等）
凡 例	
	準防火を地域変更する区域
	用途地域を変更する区域

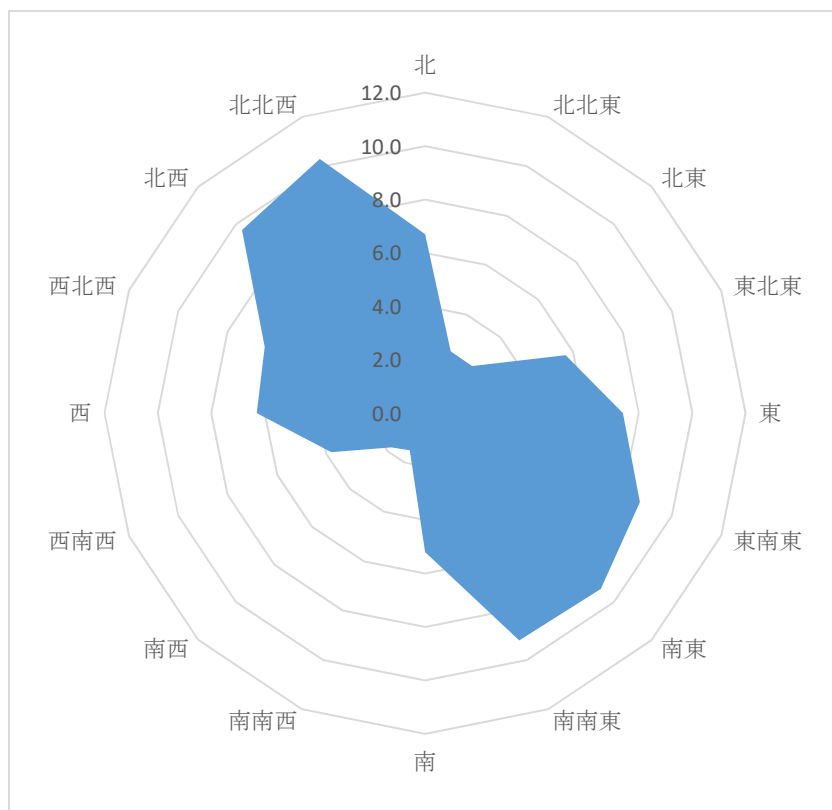


風向図、平均風速図	
都市計画名	知多都市計画
市町村名	東海市
地区名	太田川駅西地区

年間風向表 (2021年度)

風向	%
北	6.7
北北東	2.5
北東	2.5
東北東	5.7
東	7.4
東南東	8.7
南東	9.3
南南東	9.2
南	5.2
南南西	1.5
南西	1.8
西南西	3.8
西	6.3
西北西	6.5
北西	9.7
北北西	10.3

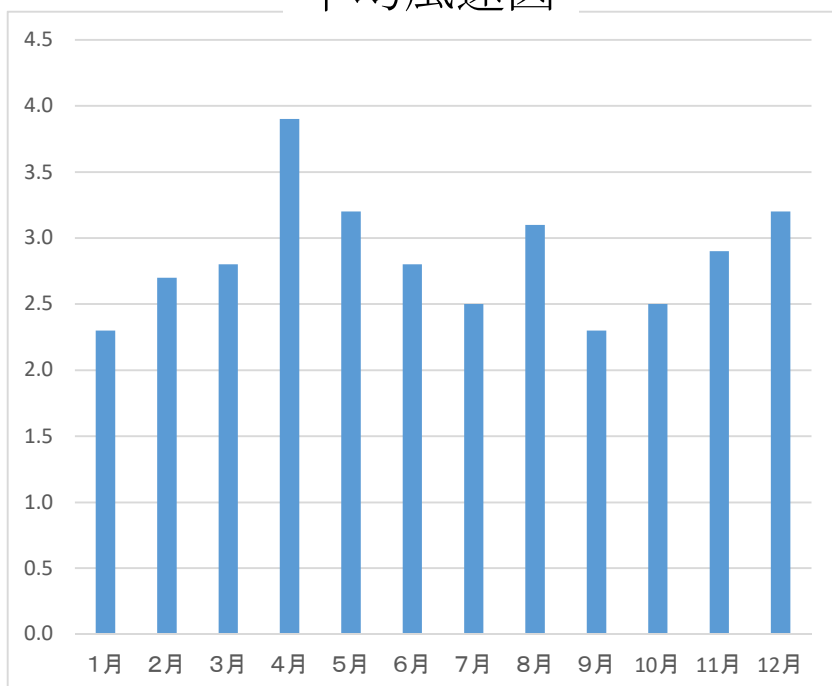
風向図



年間風速表 (2021年度)

月	平均風速 (m/s)
1月	2.3
2月	2.7
3月	2.8
4月	3.9
5月	3.2
6月	2.8
7月	2.5
8月	3.1
9月	2.3
10月	2.5
11月	2.9
12月	3.2

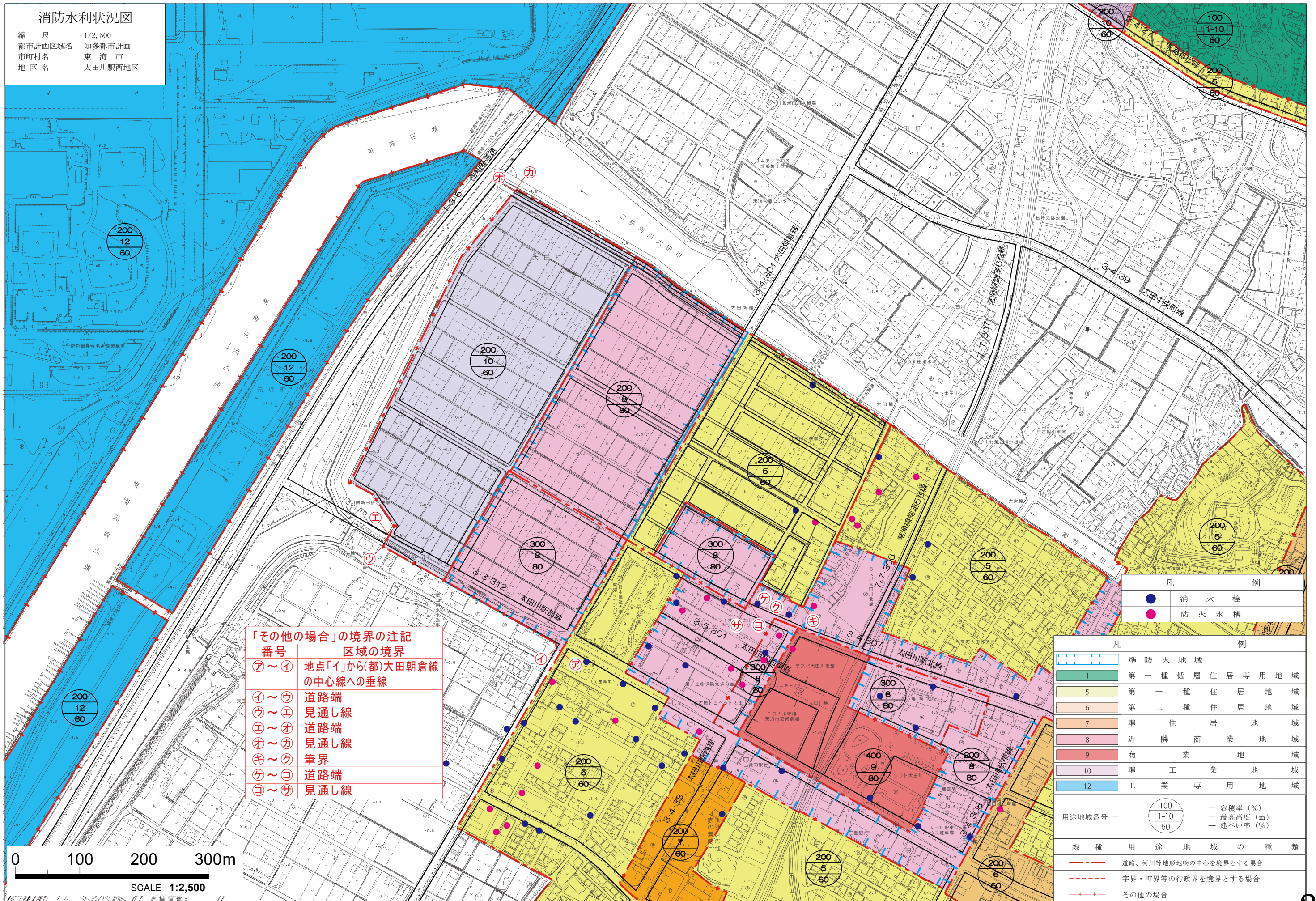
平均風速図



A 3 縮小図

消防水利状況図

縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 知多都市計画
 市町村名 東海市
 地区名 太田川駅西地区



「その他の場合」の境界の注記

番号	区域の境界
㉗～㉙	地点「イ」から(都)大田朝倉線の中心線への垂線
㉚～㉜	道路端
㉝～㉞	見通し線
㉟～㊱	道路端
㊲～㊳	見通し線
㊴～㊵	筆界
㊶～㊷	道路端
㊸～㊹	見通し線

凡 例	
●	消火栓
●	防火水槽

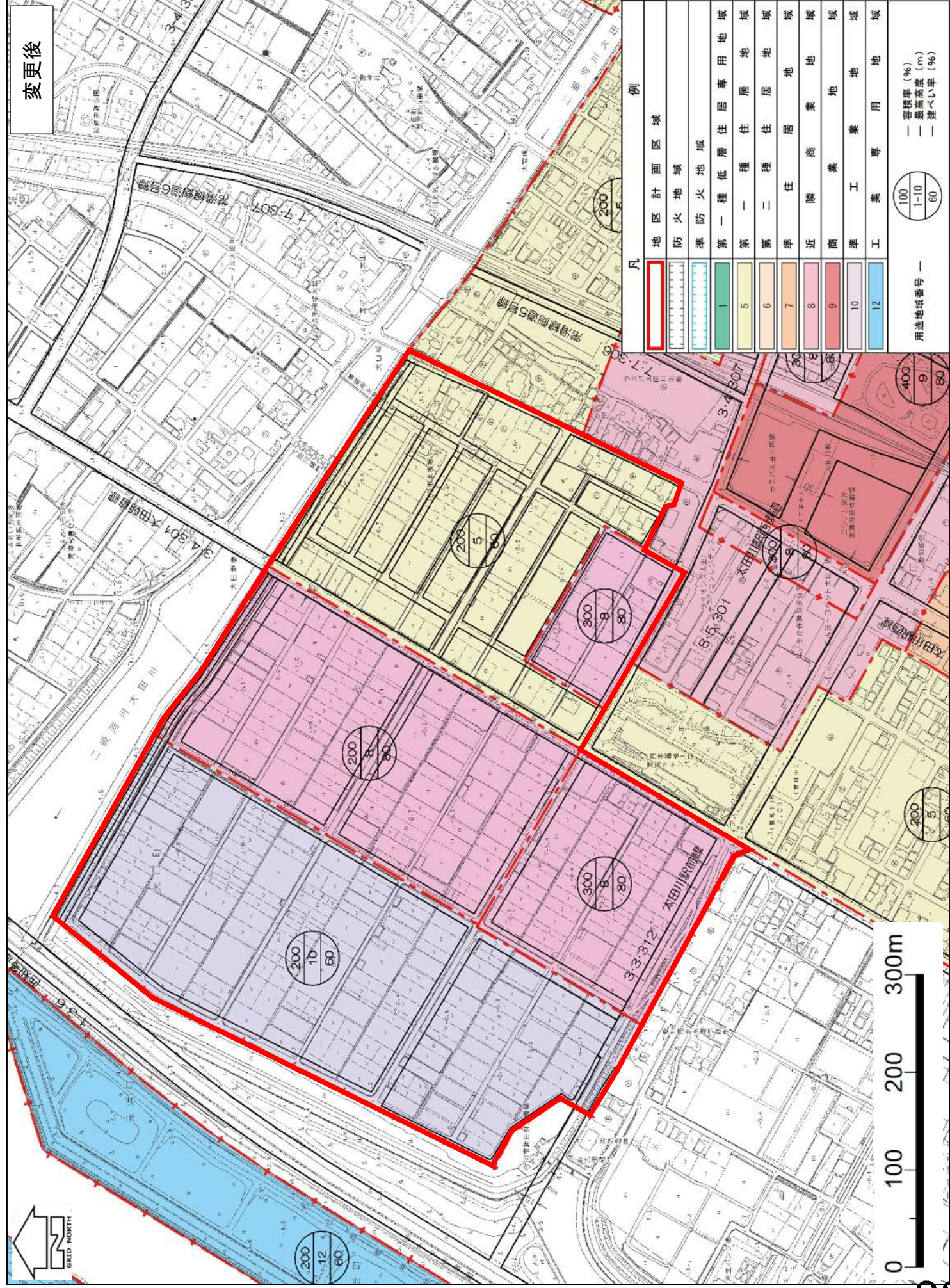
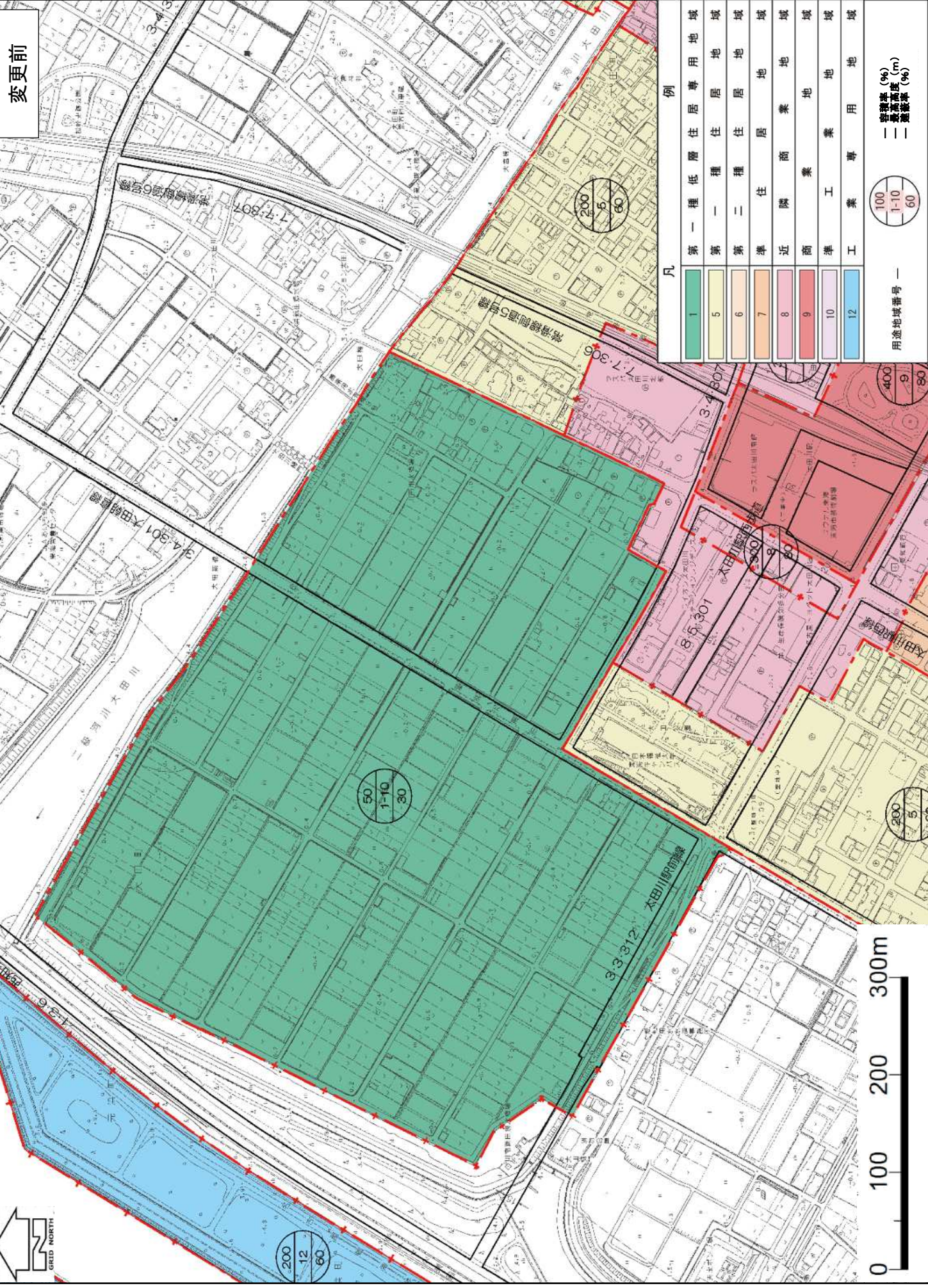
凡 例							
	準防火地域						
	第一種低層住居専用地域						
	第一種住居地域						
	第二種住居地域						
	準住居地域						
	近隣商業地域						
	商業地域						
	準工業地域						
	工業専用地域						
用途地域番号	<table border="1"> <tr> <td>100</td> <td>容積率 (%)</td> </tr> <tr> <td>1-10</td> <td>最高高度 (m)</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>建ぺい率 (%)</td> </tr> </table>	100	容積率 (%)	1-10	最高高度 (m)	60	建ぺい率 (%)
100	容積率 (%)						
1-10	最高高度 (m)						
60	建ぺい率 (%)						
線 種							
	道路、河川等地形地物の中心を境界とする場合						
	字界・町界等の行政区界を境界とする場合						
	その他の場合						

都市計画の策定の経緯の概要

知多都市計画準防火地域の変更（東海市決定）

事 項	時 期	備 考
説 明 会	令和5年1月15日	場所：東海市立大田市民館 人数：1名
事 前 協 議	令和5年3月1日 ～3月23日	
事 前 協 議 回 答	令和5年3月23日	仮換地指定3月24日
縦 覧 を 市 広 報 に 掲 載	令和5年4月15日	
案 の 公 告	令和5年4月17日	
案 の 縦 覧	令和5年4月17日 ～5月1日	縦覧者数：1名 意見書提出（有・ <input type="checkbox"/> 無）
市町村都市計画審議会	令和5年5月25日	
知 事 へ の 協 議	令和5年6月上旬	（以下予定）
知 事 回 答	令和5年6月下旬	
決 定 告 示	令和5年9月下旬	

A 3 縮小図



○東海市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

平成 18 年 3 月 17 日

条例第 23 号

東海市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例をここに公布する。

東海市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の用途、敷地及び構造に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(適用区域)

第 2 条 この条例は、別表第 1 に掲げる都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 20 条第 1 項(同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により告示された区域(以下「対象区域」という。)に適用する。

(建築物の用途の制限)

第 3 条 対象区域内においては、別表第 2(ア)欄の計画地区(対象区域に係る地区整備計画において区分された地区(区分されていない場合にあつては、当該地区整備計画に定められた区域)をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表(イ)欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

(建築物の容積率の限度)

第 4 条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合(以下「容積率」という。)は、別表第 2(ア)欄の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表(ウ)欄に掲げる数値を満たさなければならない。

(建蔽率の最高限度)

第 4 条の 2 社山整備計画区域、社山北整備計画区域及び名和共和整備計画区域における建築物の建蔽率(建築物の建築面積(同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)の敷地面積に対する割合をいう。)は、10 分の 6 を超えてはならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第 5 条 建築物の敷地面積は、別表第 2(ア)欄の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表(エ)欄に掲げる数値以上でなければならない。

- 2 前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地(同項の

規定の施行又は適用の日後において土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第96条に規定する保留地の予定地として処分されたことによる当該土地を使用し、又は収益する権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地を含む。)について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前項の規定の改正後の同項の規定の施行又は適用の際、改正前の同項の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば改正前の同項の規定に違反することとなった土地
 - (2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地
- 3 第1項の規定は、法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの又は当該事業の施行の際、現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
- (1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地
 - (2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

(建築物の外壁等の位置の制限)

第6条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(以下「外壁等」という。)から道路境界線(隅切り部分は除く。以下同じ。)又は隣地境界線までの距離は、それぞれ別表第2(ア)欄の計画地区の区分に応じ、同表(オ)の道路境界線までの距離の欄又は隣地境界線までの距離の欄に掲げる数値以上でなければならない。

- 2 前項の規定は、同項に規定する数値に満たない距離にある建築物又は建築物の部分(以下「建築物等」という。)が、それぞれ別表第2(オ)の適用除外の建築物等の欄に掲げるものに該当するもの又は同項の規定の施行の際、現に存する建築物等については、適用しない。

(建築物の高さの最高限度)

第7条 建築物の最高の高さ又は建築物の各部分の高さは、それぞれ別表第2(ア)欄の計画地区の区分に応じ、同表(カ)の最高の高さの欄又は各部分の高さの欄に掲げる数値を超えてはならない。

- 2 前項の規定による建築物の最高の高さ又は建築物の各部分の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。

(建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合の措置)

第8条 建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合における第3条の規定の適用については、当該敷地の過半が当該対象区域に属するときは当該建築物の全部について同条の規定を適用し、当該敷地の過半が当該対象区域に属さないときは当該建築物の全部について同条の規定を適用しない。

- 2 建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合における第5条第1項の規定の適用については、当該敷地の全部について、同項の規定を適用する。
- 3 建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合における第6条第1項の規定の適用については、対象区域の属する敷地の部分に限り、同項の規定を適用する。

(建築物の敷地が2の計画地区にわたる場合の措置)

第9条 建築物の敷地が2の計画地区にわたる場合における第3条及び第4条の規定の適用については、当該建築物又は当該敷地の全部について、当該敷地の過半が属する計画地区に係る規定を適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第10条 法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第3条の規定(同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項から第3項まで及び法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の第3条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 第3条の規定に適合しない理由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容

量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。

- 2 法第3条第2項の規定により、第4条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。
 - (1) 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであること。
 - (2) 増築又は改築後の延べ面積が、基準時における延べ面積以上であること。

(公益上必要な建築物の特例)

第11条 市長がこの条例の適用に関して、公益上必要な建築物で用途、規模又は構造においてやむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において、この条例の規定は、適用しない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条又は第5条第1項の規定に違反した場合(次号に規定する場合を除く。)における当該建築物の建築主
 - (2) 建築物を建築した後において、当該建築物の敷地を分割したことによって第5条第1項の規定に違反することとなった場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者
 - (3) 第4条、第4条の2、第6条第1項及び第7条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)
 - (4) 法第87条第2項において準用する第3条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第3号に規定する違反があった場合においては、その違反が建築主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主又は建築設備の設置者に対して同項の罰金刑を科する。
 - 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 知多北部都市計画中新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成4年東海市条例第18号)
- (2) 知多北部都市計画新宝町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成7年東海市条例第17号)
- (3) 知多北部都市計画太田川駅周辺地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成9年東海市条例第30号)
- (4) 知多北部都市計画荒尾第二地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成10年東海市条例第46号)
- (5) 知多北部都市計画中ノ池地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成12年東海市条例第31号)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則(平成19年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第40号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成22年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第17号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第4号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 社山北整備計画区域に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定による開発行為に関する工事の完了の公告があるまでの間、社山北整備計画区域にお

る建築物の建蔽率に関する改正後の東海市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第4条の2の規定の適用については、同条中「10分の6」とあるのは、「10分の3」とする。

- 3 社山北整備計画区域に係る都市計画法第36条第3項の規定による開発行為に関する工事の完了の公告(同項の規定による公共施設に関する工事の完了の公告がある場合には、当該公告)があるまでの間、社山北整備計画区域における建築物の容積率に関する改正後の条例別表第2 社山北整備計画区域の項の規定の適用については、同項中「10分の10」及び「10分の15」とあるのは、「10分の5」とする。

附 則(令和3年条例第12号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 名和共和整備計画区域に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定による開発行為に関する工事の完了の公告があるまでの間、名和共和整備計画区域における建築物の建蔽率の最高限度に関する改正後の東海市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第4条の2の規定の適用については、同条中「10分の6」とあるのは、「10分の3」とする。
- 3 名和共和整備計画区域に係る都市計画法第36条第3項の規定による開発行為に関する工事の完了の公告(同項の規定による公共施設に関する工事の完了の公告がある場合には、当該公告)があるまでの間、名和共和整備計画区域における建築物の容積率の限度に関する改正後の条例別表第2 名和共和整備計画区域の項の規定の適用については、同項中「10分の20」とあるのは、「10分の5」とする。

別表第1(第2条関係)

名称	区域
中新田地区整備計画区域	知多都市計画中新田地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
新宝町地区整備計画区域	知多都市計画新宝町地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
太田川駅周辺整備計画区域	知多都市計画太田川駅周辺地区計画において地区整備計画が定められた区域
荒尾第二整備計画区域	知多都市計画荒尾第二地区計画において地区整備計画が定められた区域
中ノ池整備計画区域	知多都市計画中ノ池地区計画において地区整備計画が定められた区域
社山整備計画区域	知多都市計画社山地区計画において地区整備計画が定められた区域
名和南部西整備計画区域	知多都市計画名和南部西地区計画において地区整備計画が定められた区域
南加木屋駅周辺整備計画区域	知多都市計画南加木屋駅周辺地区計画において地区整備計画が定められた区域
加木屋北部整備計画区域	知多都市計画加木屋北部地区計画において地区整備計画が定められた区域
南加木屋駅北整備計画区域	知多都市計画南加木屋駅北地区計画において地区整備計画が定められた区域
社山北整備計画区域	知多都市計画社山北地区計画において地区整備計画が定められた区域
名和共和整備計画区域	知多都市計画名和共和地区計画において地区整備計画が定められた区域
太田川駅西整備計画区域	知多都市計画太田川駅西地区計画において地区整備計画が定められた区域

別表第2(第3条、第4条、第5条—第7条関係)

対象区域 の名称	(ア)		(イ)		(ウ) 建築物の容 積率の限度	(エ) 建築物の敷 地面積の最 低限度	(オ)			(カ)	
	計画地区 の名称	建築してはならない建築物	建築してはならない建築物	建築物の外壁等の位置の制限			道路境界線 までの距離	隣地境界線 までの距離	適用除外の建築物	最高の高さ	建築物の高さの最高限度 各部分の高さ
中新田地 区整備計 画区域	A 地区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 物品販売業を営む店舗又は飲食店 (4) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バットイング練習場その他これらに類するもの (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) 図書館、博物館その他これらに類するもの (8) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (9) 自動車教習所 (10) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 (11) 法別表第2(る)項第1号に掲げる工場 (12) 法別表第2(る)項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処 理に供するもの 	建築してはならない建築物	建築物の外壁等の位置の制限	1メートル	0.5メートル	<ul style="list-style-type: none"> (1) 物置その他これに類する用途(自 動車庫を除く。)に供し、軒の高 さが2.3メートル以下であり、か つ、床面積の合計が5平方メー トル以内であるもの (2) 自動車庫で軒の高さが2.3メ ートル以下であるもの 				
	B 地区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 法別表第2(ほ)項第4号に掲げるもの (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バットイング練習場その他これらに類するもの (3) カラオケボックスその他これに類するもの (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 図書館、博物館その他これらに類するもの (6) 自動車教習所 (7) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 (8) 倉庫業を営む倉庫 (9) 自動車庫で、床面積の合計が300平方メートルを超えるもの(同一敷地内において、建築物に附属する自動車庫で、当該自動車庫の床面積の合計が当該敷地内にある建築物(自動車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計を超えないものを除く。)又は3階以上の部分にあるもの (10) 法別表第2(へ)項第2号、(と)項第3号、(ぬ)項第3号及び(る)項第1号に掲げる工場 	建築してはならない建築物	建築物の外壁等の位置の制限	1メートル	0.5メートル	<ul style="list-style-type: none"> (1) 物置その他これに類する用途(自 動車庫を除く。)に供し、軒の高 さが2.3メートル以下であり、か つ、床面積の合計が5平方メー トル以内であるもの (2) 自動車庫で軒の高さが2.3メ ートル以下であるもの 	12メートル	各部分から前面道路の反 対側の境界線又は隣地境 界線までの真北方向の水 平距離に1.25を乗じて得 たものに5メートルを加え たもの		

	D-2 地区	<p>(1) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(2) 畜舎</p> <p>(3) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるもの(作業場の床面積の合計が 300 平方メートルを超えるない自動車修理工場を除く。)</p> <p>(4) 法別表第 2(と)項第 3 号に掲げる工場</p> <p>(5) 法別表第 2(と)項第 4 号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する施設</p>				120 平方メートル				
荒尾第二整備計画区域	商業地区	<p>(1) 建築物の 1 階部分において住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの</p> <p>(2) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(3) 畜舎</p> <p>(4) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるもの(作業場の床面積の合計が 150 平方メートルを超えるない自動車修理工場を除く。)</p> <p>(5) 法別表第 2(と)項第 3 号に掲げる工場</p> <p>(6) 法別表第 2(と)項第 4 号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する施設</p>		1メートル	0.5メートル	250 平方メートル			<p>(1) 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが 2.3 メートル以下であり、かつ、床面積の合計が 5 平方メートル以内であるもの</p> <p>(2) 自動車車庫で軒の高さが 2.3 メートル以下であるもの</p>	
	沿道地区	畜舎		1メートル	0.5メートル	165 平方メートル			<p>(1) 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが 2.3 メートル以下であり、かつ、床面積の合計が 5 平方メートル以内であるもの</p> <p>(2) 自動車車庫で軒の高さが 2.3 メートル以下であるもの</p>	
	住宅地区	畜舎		1メートル	0.5メートル	165 平方メートル			<p>(1) 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが 2.3 メートル以下であり、かつ、床面積の合計が 5 平方メートル以内であるもの</p> <p>(2) 自動車車庫で軒の高さが 2.3 メートル以下であるもの</p>	
中ノ池整備計画区域		次に掲げる建築物以外の建築物		1メートル	0.5メートル	165 平方メートル			<p>(1) 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが 2.3 メートル以下であり、かつ、床面積の合計が 5 平方メートル以内であるもの</p> <p>(2) 自動車車庫で軒の高さが 2.3 メートル以下であるもの</p>	

									1メートル以下であるもの					
	<p>途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。)</p> <p>(3) 診療所</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するものとして令第130条の4各号に掲げる公益上必要な建築物</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5各号に掲げるもの及び床面積の合計が15平方メートル以下の畜舎を除く。)</p>	10分の10以下	200平方メートル	1メートル	1メートル	1メートル		<p>(1) 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下であり、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(2) 自動車車庫で軒の高さが2.5メートル以下であるもの</p>	10メートル。ただし、軒についで、7.5メートル					
社山整備計画区域	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 一戸建ての専用住宅及びこれに附属するもの</p> <p>(2) 一戸建ての住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次に掲げる用途のいずれかを兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。)</p> <p>ア 喫茶店又は食堂</p> <p>イ 華道教室、学習塾その他これらに類する施設</p> <p>(3) 集会所その他これに類するもの</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するものとして令第130条の4各号に掲げる公益上必要な建築物</p>													
名和南部西整備計画区域	<p>(1) 建築物の1階部分において住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの</p> <p>(2) ホテル、旅館その他これらに類するもの</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バレーボール練習場その他これらに類するもの</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) 畜舎</p>		3,000平方メートル	0.5メートル	1メートル	1メートル		<p>(1) 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下であり、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(2) 自動車車庫で軒の高さが2.5メートル以下であるもの</p>						
			165平方メートル	0.5メートル	1メートル	1メートル		<p>(1) 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下であり、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(2) 自動車車庫で軒の高さが2.5メートル以下であるもの</p>						
南加木屋駅周辺整備計画区域	<p>(1) ホテル、旅館その他これらに類するもの</p> <p>(2) ホテル、旅館その他これらに類するもの</p> <p>(3) 畜舎</p>													
	法別表第2(は)項に掲げるもの(同項第1号から第7号までに掲げる建築物に附属するものうち、床面積の合計が15平方													

加木屋北 部整備計 画区域	A 地区	メートル以下の畜舎を除く。)以外のもの (1) ホテル、旅館その他これらに類するもの (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、パッティング練習場その他これらに類するもの (3) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) 畜舎																					
	B 地区	畜舎																					
南加木屋 駅北整備 計画区域		畜舎																					
	A 地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建ての専用住宅及びこれに附属するもの (2) 一戸建ての住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次に掲げる用途のいずれかを兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。)ア 喫茶店又は食堂イ 華道教室、学習塾その他これらに類する施設(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(4) 集会所その他これに類するもの(5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するものとして令第130条の4各号に掲げる公益上必要な建築物	10分の10以下	165平方メートル	1メートル	0.5メートル	10メートル	(1) 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下であり、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (2) 自動車車庫で軒の高さが2.5メートル以下であるもの	0.5メートル	10メートル													
社山北整 備計画区 域	B 地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 幼稚園、小学校又は中学校 (2) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (3) 診療所 (4) 集会所その他これに類するもの (5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するものとして令第130条の4各号に掲げる公益上必要な建築物 (6) 令第130条の5の3各号に掲げる建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) (7) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5の5各号に掲げるものを除く。)	10分の15以下		1メートル	0.5メートル	12メートル	(1) 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下であり、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (2) 自動車車庫で軒の高さが2.5メートル以下であるもの															
	A 地区	次に掲げる建築物以外の建築物	10分の20	20,000 平	15メートル	4メートル	(1) 守衛所その他これに類するもの																
名和共和	A 地区																						

整備計画 区域		(1) 倉庫 (2) 前号の建築物に附属する次に掲げる建築物 ア 事務所 イ 自動車庫 ウ 保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。以下この項において同じ。) エ 守衛所その他これに類するもの オ 令第130条の5の2各号に掲げる建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)	以下	10分の20 以下	10,000平方メートル	15メートル	4メートル	で軒の高さが4メートル以下であり、かつ、床面積の合計が100平方メートル以内であるもの (2) 前号の建築物に附属する自動車庫で軒の高さが4メートル以下であるもの		
	B地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 倉庫 (2) 工場又は研究施設 (3) 前2号の建築物に附属する次に掲げる建築物 ア 事務所 イ 自動車庫 ウ 保育所 エ 守衛所その他これに類するもの オ 令第130条の5の2各号に掲げる建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)	10分の20 以下	10,000平方メートル	15メートル	4メートル	(1) 守衛所その他これに類するもので軒の高さが4メートル以下であり、かつ、床面積の合計が100平方メートル以内であるもの (2) 前号の建築物に附属する自動車庫で軒の高さが4メートル以下であるもの			
	C地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 事務所 (2) 自動車庫 (3) 令第130条の5の3各号に掲げる建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)	10分の20 以下		1メートル	1メートル	1メートル			
太田川駅 西整備計画 画区域	A地区	(1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) ホテル、旅館その他これらに類するもの (4) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バテイング練習場その他これらに類するもの (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの				2メートル				

	(7) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で建築基準法施行令第130条の9の2で定めるもの (8) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (9) 畜舎												
B地区	(1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) 倉庫業を営む倉庫 (5) 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げる工場 (6) 建築基準法別表第2(と)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する施設(建築基準法施行令第130条の9第1項の表のうち準住居地域を適用)			2メートル									
C地区	(1) 倉庫業を営む倉庫 (2) 畜舎 (3) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの (4) 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げる工場 (5) 建築基準法別表第2(と)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する施設(建築基準法施行令第130条の9第1項の表のうち準住居地域を適用)			1メートル			0.5メートル						
D地区	(1) ホテル、旅館その他これらに類するもの (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、パッティング練習場その他これらに類するもの			1メートル			0.5メートル						

知多都市計画地区計画の決定

理 由 書

理 由 書

【 太田川駅西地区 】

1 当該都市計画の都市の将来像における位置づけ

知多都市計画区域マスタープラン（愛知県：平成30年度改定）において、基本理念として「中部国際空港をはじめとする国際的、広域的な交流拠点と他地域を結ぶ広域交通体系を活かし、臨海部の工業や南部の豊富な自然環境に支えられた観光・農業等の特色ある産業が充実する都市づくりを進めます。」「名古屋市に近接した利便性の高い住居環境と南部の自然海岸や丘陵地等の緑豊かで魅力ある居住環境を兼ね備えた都市づくりを進めます。」（p. 知多-16 参照）としており、目指す都市の姿（将来都市像）の内、①暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に向けた将来都市像として「主要な鉄道駅周辺などにおいては便利で生活に必要な都市機能が集積し、地域の生活を支えています。」（p. 知多-16 参照）を挙げています。

また、東海市都市計画マスタープラン（平成31年3月策定）では、『ひと 夢 つなぐ 安心未来都市づくり』を都市づくりの理念に、都市づくりの目標として「安心・安全で、心地よく暮らせる都市づくり」「自家用車に過度に頼らないで暮らせる都市づくり」「市民の健康で元気な暮らしを支える都市づくり」「人と人、人とまちの交流を深める文化の香る都市づくり」「活力を生み、持続的な発展を支える都市づくり」を目指すこととしています。（P19～21 I 参照）

その中で、当該地区は将来都市構造において「広域交流ゾーン」に位置づけられており、隣接する都市拠点との連携・役割分担の下で都市全体の活力・にぎわいの工場に資する多様な施設の立地誘導を図ることとしています。（P124 No. 8 3(2)参照）

2 当該都市計画の必要性

地区計画は、良好な環境の形成又は保持のため秩序ある開発行為、建築又は施設の整備が行われるために定めるとされています。

当該地区では、都市計画マスタープランの将来都市構造を実現するための用途地域変更にあわせて、具体的な土地利用として、産業物流機能、広域的な観光交流機能及び住宅機能等の各地区の特性に応じた秩序ある計画の実現を目指し、適正な土地利用の規制・誘導を確実に行うための地区計画を定めるものです。

3 当該都市計画の妥当性

(1) 位置の妥当性

当該地区は、名古屋鉄道太田川駅及び都市計画道路西知多道路の加家インターチェンジ及び横須賀インターチェンジから概ね1km圏内であるとともに、さらに、都市計画道路西知多道路の大田インターチェンジからも概ね1km圏内という交通利便性の高い地区であるため、鉄道駅周辺における自転車や徒歩を主体とする生活圏の構築や、名古屋鉄道太田川駅周辺における都市拠点づくりとあわせた、広域交通体系による利便性を活かした新たな産業・物流拠点や都市拠点と連携した広域的な交流拠点を形成するのに適した地区であり、位置は妥当です。

(2) 区域の妥当性

当該地区は、区域の北側は河川管理用道路の中心線、東側は国道247号線の道路中心線（土地区画整理事業の区域界）、南側は道路区域界となる筆界、西側は道路端（遊水池界）とした明確な区域境界となっており、区域は妥当です。

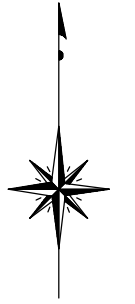
(3) 規模の妥当性

当該地区は、土地区画整理事業により都市基盤施設整備が行われる住居系及び産業系市街地を誘導する区域を対象としており、規模は妥当です。

(4) 施設の配置等

（都）大田朝倉線の西側に工業、研究開発及び物流機能等の集積、及び本市の魅力向上や賑わい創出に寄与する施設を誘導する商業系土地利用、東側においては、住宅市街地の形成とともに、高層マンション等による高度利用を図る土地利用の方針に基づく適正な建築用途制限となっています。なお、広域交流地区においては、施設配置規模の方針を考慮し容積率（近隣商業地域内の200と300）を使い分けており施設の配置等は妥当です。

以上から、位置、区域、規模、施設の配置等は妥当です。

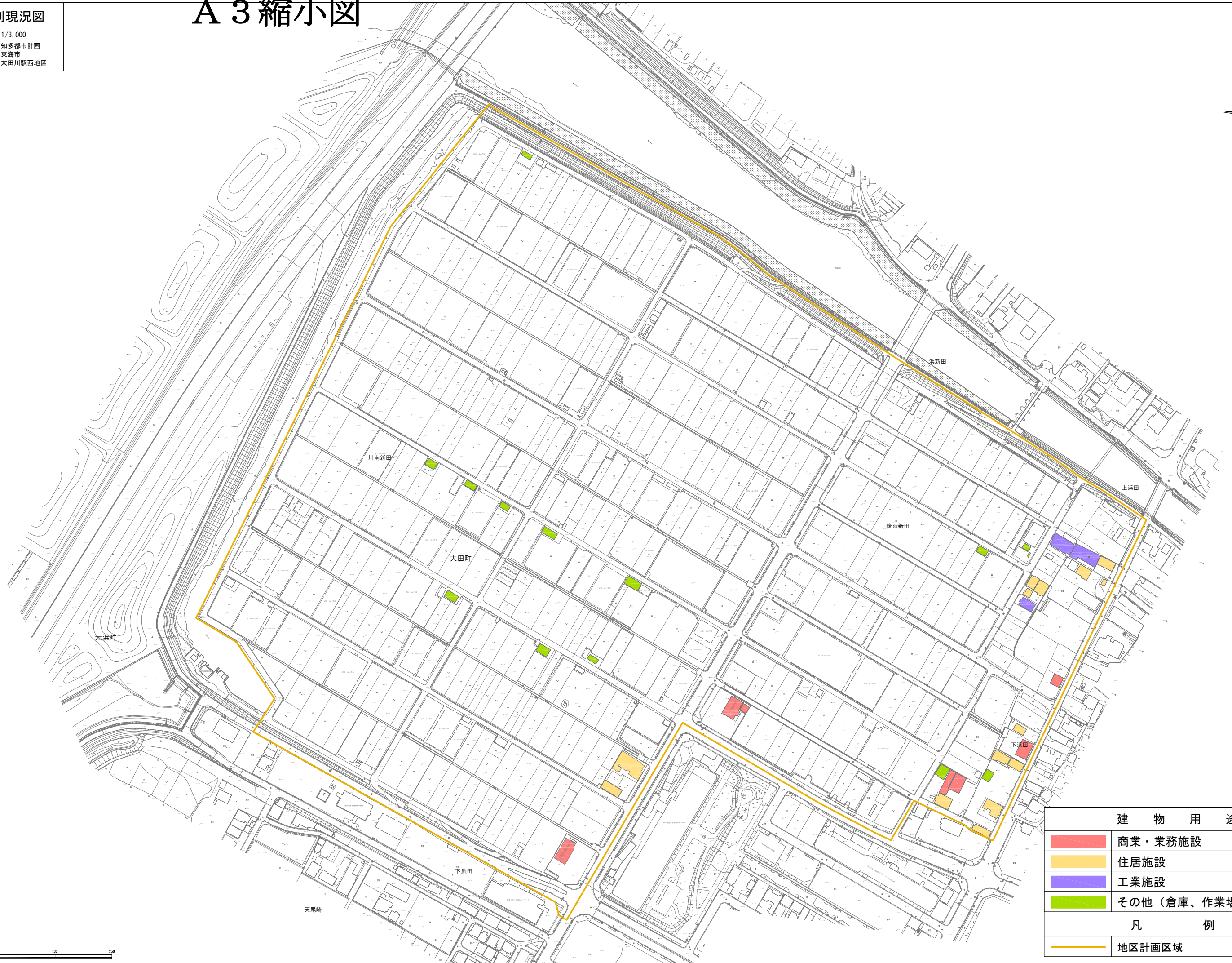


凡 例	
	地区計画区域
	工業
	荒地
	住宅
	商業
	駐車場・空地
	田
	畑
	その他

建物用途別現況図

縮尺 1/3,000
都市計画区域名 知多都市計画
市町村名 東海市
地区名 太田川駅西地区

A 3 縮小図



建 物 用 途	
	商業・業務施設
	住居施設
	工業施設
	その他（倉庫、作業場等）
凡 例	
	地区計画区域



都市計画の策定の経緯の概要

知多都市計画緑地の変更（東海市決定）

事 項	時 期	備 考
説 明 会	令和5年1月15日	
事 前 協 議	令和5年2月中旬 ～3月下旬	
事 前 協 議 回 答	令和5年4月5日	
案 の 縦 覧	令和5年4月17日～ 令和5年5月1日	縦覧者 0 名 意見書提出（有・ <input checked="" type="radio"/> 無）
市町村都市計画審議会	令和5年5月25日	
知 事 へ の 協 議	令和5年6月下旬	
知 事 回 答	令和5年7月上旬	
決 定 告 示	令和5年9月下旬	

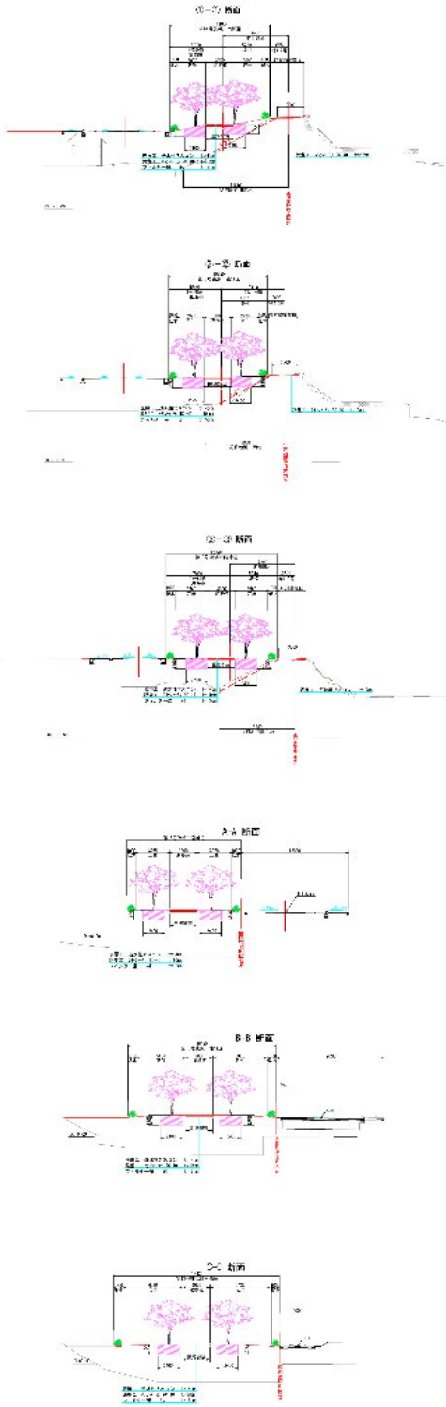
土地区画整理事業の概要

事 項	年 月 日	備 考
事 業 名	東海太田川駅西地区土地区画整理事業	
事 業 主 体	組 合	
施行区域面積	約 34.7ha	
準備会設立年月日	平成 30年 4月	
都市計画決定年月日	平成 31年 3月	
事業認可年月日	令和 2年 10月	
仮換地指定年月日	令和 5年 3月	
確定測量年月日	令和 9年 3月	以下、予定
換地処分年月日	令和 10年 6月	
事業完了年月日	令和 12年 3月	
事業進捗率	12.5%(令和4年3月現在)	



凡 例	
	施行地区界
	町・大字界
	字界
	市街化区域界
	緑道（区画整理地内）
	街区線

断面図1/300



凡例

	高木 (1/4以上)	千鳥配置@10m
	低木	6本/10m ² 以上
	芝生	
	遊歩道	園路舗装
	主根範囲	
	河川用地境界	